

(3) 介護保険特別会計

介護保険制度に対応するため設置された介護保険特別会計は、介護保険給付等事業と地域支援事業にかかる「保険事業勘定」となっている。

介護保険事業は、介護保険事業計画（3年ごとに策定）に基づき事業運営を進めることになっており、令和7年度は第9期介護保険事業計画の中間年度となっている。

第1号被保険者数（各年度当初予算）

区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
被保険者数	16,666 人	16,943 人	17,054 人

第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	第1号被保険者	保険料月額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下	基準額×0.285 ＝1,225 円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円超120万円以下	基準額×0.485 ＝2,085 円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.685 ＝2,945 円
第4段階	・本人が市民税非課税（世帯の中に市民税課税の人がいる）かつ、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下	基準額×0.90 ＝3,870 円
第5段階	・本人が市民税非課税（世帯の中に市民税課税の人がいる）かつ、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円超	基準額×1.00 ＝4,300 円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20 ＝5,160 円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30 ＝5,590 円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50 ＝6,450 円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.70 ＝7,310 円
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.90 ＝8,170 円
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.10 ＝9,030 円
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.30 ＝9,890 円
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.40 ＝10,320 円

保険料の状況

(単位：円)

第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）					
所得段階	月額保険料	年額保険料	所得段階	月額保険料	年額保険料
第1段階	1,225	14,700	第8段階	6,450	77,400
第2段階	2,085	25,000	第9段階	7,310	87,700
第3段階	2,945	35,300	第10段階	8,170	98,000
第4段階	3,870	46,400	第11段階	9,030	108,300
第5段階	4,300	51,600	第12段階	9,890	118,600
第6段階	5,160	61,900	第13段階	10,320	123,800
第7段階	5,590	67,000			

第1号被保険者の所得段階別人数

令和7年度			令和6年度		
所得段階	人数（人）	割合（％）	所得段階	人数（人）	割合（％）
第1段階	3,796	22.8	第1段階	4,010	23.7
第2段階	1,624	9.7	第2段階	1,609	9.5
第3段階	1,590	9.5	第3段階	1,634	9.6
第4段階	1,881	11.3	第4段階	2,026	12.0
第5段階	1,618	9.7	第5段階	1,561	9.2
第6段階	2,161	13.0	第6段階	2,596	15.3
第7段階	2,435	14.6	第7段階	2,155	12.7
第8段階	883	5.3	第8段階	793	4.7
第9段階	341	2.0	第9段階	249	1.5
第10段階	133	0.8	第10段階	102	0.6
第11段階	46	0.3	第11段階	48	0.3
第12段階	30	0.2	第12段階	41	0.2
第13段階	128	0.8	第13段階	119	0.7
計	16,666	100.0	計	16,943	100.0

保険料の内訳

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算(A)	令和6年度 当初予算(B)	令和6年度 最終予算(C)	増減額 (A－C)
特別徴収（現年分）	695,406	694,129	694,946	460
普通徴収（現年分）	57,446	57,341	63,491	△ 6,045
普通徴収（滞納分）	1,532	1,475	1,475	57
合 計	754,384	752,945	759,912	△ 5,528

【高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業】

令和 9 年から令和 11 年までの 3 年間を計画期間とする「第 10 期介護保険事業計画」策定において、専門的知見を有する外部コンサルタントを活用し、各種ニーズ等の分析結果による実効性の高い内容を計画に反映させ、本市の実情に即した、より実践的な計画を策定する。

令和 7 年度からアンケート調査等を実施する必要があるため、2 か年契約とする。

年度	予算額（千円）	事業実施内容
令和 7 年度	3,850 ※	・ 基礎的な地域データ及び資料の整理分析 ・ アンケート調査の実施 ・ 給付実績集計・分析の実施
令和 8 年度	2,750	・ 計画目標量の設定 ・ 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

※3,850 千円のうち 2,530 千円は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査経費として、一般介護予防事業費で実施

【保険給付費】

○介護（介護予防）サービス受給人数見込

（単位：人）

居宅サービス	令和 7 年度	令和 6 年度
要支援 1	303	273
要支援 2	386	359
要介護 1	450	384
要介護 2	190	249
要介護 3	66	59
要介護 4	41	64
要介護 5	25	23
居宅サービス計	1,461	1,411
施設サービス		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	29
介護老人福祉施設	206	228
介護老人保健施設	130	150
介護療養型医療施設 （介護医療院を含む）	17	18
施設サービス計	382	425
居住系サービス		
認知症対応型共同生活介護	117	117
特定施設入居者生活介護	161	190
居住系サービス計	278	307
合計	2,121	2,143

○保険給付費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和7年度 当初予算(A)	令和6年度 当初予算(B)	令和6年度 最終予算(C)	増減額 (A－C)
介護サービス等諸費	2,957,025	3,114,704	2,965,704	△ 8,679
居宅介護サービス給付費	929,000	979,637	919,637	9,363
特例居宅介護サービス給付費	200	200	200	0
施設介護サービス給付費	1,255,376	1,355,135	1,274,135	△ 18,759
特例施設介護サービス給付費	200	200	200	0
居宅介護福祉用具購入費	4,984	4,540	4,540	444
居宅介護住宅改修費	9,323	9,793	9,793	△ 470
居宅介護サービス計画給付費	125,542	127,282	124,282	1,260
特例居宅介護サービス計画給付費	200	200	200	0
地域密着型介護サービス給付費	632,000	637,517	632,517	△ 517
特例地域密着型介護サービス給付費	200	200	200	0
介護予防サービス等諸費	259,098	239,982	248,882	10,216
介護予防サービス給付費	183,000	173,136	173,136	9,864
特例介護予防サービス給付費	200	200	200	0
介護予防福祉用具購入費	5,378	5,154	5,154	224
介護予防住宅改修費	17,220	17,302	20,602	△ 3,382
介護予防サービス計画給付費	40,700	34,461	37,361	3,339
特例介護予防サービス計画給付費	200	200	200	0
地域密着型介護予防サービス給付費	12,200	9,329	12,029	171
特例地域密着型介護予防サービス給付費	200	200	200	0
審査支払手数料	3,530	3,308	3,508	22
高額介護サービス等費	89,400	90,843	89,843	△ 443
高額介護サービス費	89,000	90,443	89,443	△ 443
高額介護予防サービス費	400	400	400	0
高額医療合算介護サービス等費	13,407	10,796	10,796	2,611
高額医療合算介護サービス費	13,107	10,596	10,596	2,511
高額医療合算介護予防サービス費	300	200	200	100
特定入所者介護サービス等費	99,132	134,951	101,951	△ 2,819
特定入所者介護サービス費	98,332	134,351	101,351	△ 3,019
特例特定入所者介護サービス費	200	200	200	0
特定入所者介護予防サービス費	400	200	200	200
特例特定入所者介護予防サービス費	200	200	200	0
保険給付費計	3,421,592	3,594,584	3,420,684	908

○保険給付費サービス別内訳

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算(A)	令和6年度 当初予算(B)	令和6年度 最終予算(C)	増減額 (A－C)
居宅サービス	1,315,947	1,352,105	1,295,305	20,642
地域密着型サービス	644,600	647,246	644,946	△ 346
施設サービス	1,255,576	1,355,335	1,274,335	△ 18,759
審査支払手数料	3,530	3,308	3,508	22
高額介護サービス	89,400	90,843	89,843	△ 443
高額医療合算介護サービス	13,407	10,796	10,796	2,611
特定入所者介護サービス	99,132	134,951	101,951	△ 2,819
合 計	3,421,592	3,594,584	3,420,684	908

【地域支援事業】

(単位：千円)

項 目	令和 7 年度 当初予算 (A)	令和 6 年度 当初予算 (B)	令和 6 年度 最終予算 (C)	増減額 (A－C)
介護予防・生活支援サービス事業費	243,434	247,351	247,351	△3,917
介護予防・生活支援サービス事業費	221,230	222,287	222,287	△1,057
介護予防ケアマネジメント事業費	22,204	25,064	25,064	△2,860
その他諸費	880	848	848	32
審査支払手数料	880	848	848	32
一般介護予防事業費	12,466	4,529	4,529	7,937
一般介護予防事業費	12,466	4,529	4,529	7,937
包括的支援事業・任意事業費	28,470	21,020	21,366	7,104
包括的支援事業費	21,739	14,918	15,264	6,475
任意事業費	6,731	6,102	6,102	629
地域支援事業費計	285,250	273,748	274,094	11,156

○介護予防・生活支援サービス事業費

要支援者等に対し、要介護状態等の軽減又は悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うため、次の事業を実施する。

・介護予防・生活支援サービス事業費

要支援者等に対し、訪問型サービス及び通所型サービスを提供する。

・高額介護予防・生活支援サービス費

介護予防・生活支援サービス事業費における自己負担額が著しく高額である場合に、基準額を超えた分を支給する。

・高額医療合算介護予防・生活支援サービス費

介護予防・生活支援サービス事業費及び医療費に係る自己負担額が著しく高額である場合に、基準額を超えた分を支給する。

○介護予防ケアマネジメント事業費

要支援者等の心身の状況や置かれている環境等に応じて、その状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう支援する。

○審査支払手数料

介護予防・生活支援サービス事業費の支給に関する審査及び支払に係る事務を委託し、適正な支給を行う。

○一般介護予防事業費

地域のリハビリテーション専門職等の協力のもと、広く一般市民を対象に介護予防普及啓発事業を実施するとともに、住民主体の通いの場等の支援を行う地域リハビリテーション活動支援事業を実施するほか、介護予防把握事業として、要介護・要支援認定を受けていない高齢者を対象に、生活状況や健康状態等に関する訪問調査を実施する。

また、第10期介護保険事業計画策定に伴う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査により地域の実情を把握するとともに、地域づくりの観点から総合事業全体の評価等を行う一般介護予防事業評価事業を実施する。

○包括的支援事業費

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができる

よう支援するため、次の事業を実施する。

- ・認知症初期集中支援推進事業

認知症の早期診断、家族支援など初期の支援を包括的、集中的に行う本事業を委託し、認知症の人やその家族への早期支援を行う。

- ・認知症地域支援・ケア向上推進事業

認知症の人やその家族等が集い、気軽に相互交流や相談等ができる認知症カフェの開設及び運営に係る経費の一部を補助する。

- ・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症になっても安心して暮らし続けられる地域をつくるため、認知症の人やその家族が抱える支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の体制の構築を推進する。

- ・在宅医療・介護連携推進事業

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、在宅医療・介護連携に関する市民講演会や医療・介護関係者への研修を開催する等、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進する。

- ・地域ケア会議推進事業

地域の支援者を含めた介護・福祉・保健・医療等の多職種の連携と、多様な社会資源の総合調整を行い、高齢者が地域において、自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。

○任意事業費

介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する方などに対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うため、次の事業を実施する。

- ・住宅改修支援事業

介護支援専門員等が、住宅改修の利用者に対し「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合、その作成料を支給する。

- ・高齢者等介護用品給付事業

市民税非課税世帯のうち、在宅生活をしている要介護4以上の高齢者に対し、介護用品の購入に要する経費を給付し経済的負担等の軽減を図る。

- ・成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な高齢者の権利・利益を保護するため、親族がいない方などに市長が成年後見制度の申立てを行うほか、成年後見人等への報酬を負担することが困難な方に対して当該報酬の全部又は一部を助成する。

- ・成年後見支援センター事業

西いぶり定住自立圏で設置した「室蘭成年後見支援センター[西いぶり2市2町]」で、成年後見制度の利用支援や周知・啓発を行う。

- ・高齢者見守り支援事業

認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターの養成講座や認知症サポーターステップアップ講座を開催するほか、行方不明となった認知症高齢者等を早期に保護するため、はいかい高齢者等 SOS ネットワーク事業を活用し地域の見守り機能の強化を図る。